

広島県告示第八百五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によつて、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和元年十月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		区域の名称	区域の名称	の自因の土 然と発砂 種現な生災 類象る原害								
		相方下川(三一)	相方下川(三二)	相方下川(三三)	相方下川(三四)	相方中川(三一)	相方中川(三二)	相方中川(三三)	相方上川(三一)	相方上川(三二)	相方上川(三三)	相方上川(三四)	相方下川(三一)	相方下川(三二)	相方下川(三三)	相方下川(三四)
下組(八二一八二三)	相方(五〇一〇)	新市川(四七八隣二)	新市川(四七八隣二)	新市川(四七八隣二)	新市川(四七八隣二)	新市川(四七八隣二)	相方下川(三一)	相方下川(三二)	相方下川(三三)	相方下川(三四)						
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	相方下川(三一)	相方下川(三二)	相方下川(三三)	相方下川(三四)
下組(八二一八二三)	相方(五〇一〇)	新市川(四七八隣二)	新市川(四七八隣二)	新市川(四七八隣二)	新市川(四七八隣二)	新市川(四七八隣二)	相方下川(三一)	相方下川(三二)	相方下川(三三)	相方下川(三四)						
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	相方下川(三一)	相方下川(三二)	相方下川(三三)	相方下川(三四)